

過労死等防止基本法の制定を求める意見書

過労死とは、厚生労働省のマニュアルによれば、「過度な労働負担が誘因となって、高血圧や動脈硬化などの基礎疾患が悪化し、脳血管疾患や虚血性心疾患、急性心不全などを発症し、永久的労働不能または死に至った状態をいう」と定義されています。過重労働やパワーハラスメントなどの職場環境により、鬱病や燃え尽き症候群に陥り自殺するケースも多く、これらは「過労自殺」と言われています。

厚生労働省は平成17年の労働安全衛生法等の改正を踏まえて、旧総合対策との整合性・一貫性を考慮しつつ、平成18年3月に新たに「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を策定し実施をしていますが、依然として過労死、過労自殺ともに高い水準で推移しています。国連の「社会権規約委員会」は本年5月17日、日本政府に対して過労死・過労自殺について懸念を示し、立法措置を含む新たな対策を講じるよう勧告をしたところです。

働き盛りの労働者が過労死・過労自殺により命を落とすことは、企業にとっても我が国にとっても大きな損失であります。また、突然大切な家族を失った遺族の経済的困窮や精神的な苦痛は筆舌に尽くせないものとなります。過労死、過労自殺を早急に減らさなければならないことは明らかです。国として、過労死、過労自殺の実態を把握し、根本的な対策を施すことが必要と考えます。

よって、国におかれましては、過労死・過労自殺の根絶を目指すことを宣言し、その要因に関する調査・研究を推進することにより総合的な施策の推進を図る法律として、「過労死等防止基本法」の制定を早急実現するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月24日

豊橋市議会

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
厚生労働大臣	